原議保存期間	30年（令和34年３月31日まで）
有効期間	二種（令和３年12月31日まで）

庁内各局部課長
各附属機関の長
各地方機関の長
各都道府県警察の長
殿

警察庁丁企画発第４４９号
令和３年９月９日
警察庁長官官房企画課長

新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態措置を実施すべき期間の延長等を踏まえた業務上の対応等に係る留意事項について（通達）

本年４月23日、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第１項の規定に基づく新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言がなされたところ、「新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態措置を実施すべき区域の変更等について（通達）」（令和３年９月９日付け警察庁丙備二発第48号ほか）に示されたとおり、19都道府県において緊急事態措置を実施すべき期間を令和３年９月30日まで延長する旨等が公示された。

今般の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和２年３月28日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）（令和３年９月９日変更）」（以下「基本的対処方針」という。）においては、「ワクチン接種の進捗状況を踏まえ、緊急事態措置区域等における行動制限の縮小・見直しについて、地方公共団体や事業者等との議論や技術実証を行い、具体化を進める」こととされているものの、直ちに行動制限が緩和されることとなるものではない点に留意する必要がある。

警察職員等における新型コロナウイルス感染症対策については、「警察職員等における新型コロナウイルス感染症対策の更なる推進について（通達）」（令和３年４月１日付け警察庁丙教厚発第１号ほか）や「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を踏まえた業務上の対応等について（通達）」（令和３年４月23日付け警察庁丁企画発第241号）等において累次示達されているところ、依然として多くの感染が発生しているなどの情勢に鑑み、各位にあっては、緊急事態措置を実施すべき区域とされた地域以外も含め、引き続き、基本的対処方針の内容のほか、地域の感染状況や各都道府県における知事部局からの要請内容等も踏まえ、適切に対応することとされたい。